

# 20歳から国民年金

問合せ先

帯広年金事務所(帯広市西1条南1丁目)  
☎0155・25・8113  
役場住民課戸籍年金係☎574・2213

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人が国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

職場の年金(厚生年金)に加入していない人は、国民年金に加入します

年金機構で居住確認できた場合は、20歳加入手続きが不要となったため、20歳到達から2週間程度で『納付書』、『基礎年金番号通知書』が日本年金機構から送付されます。ただし、居住確認ができない場合はご自身での加入手続きが必要となります。※前納・口座振替希望の場合は役場住民課または、帯広年金事務所にお問合せください。

保険料の納付が困難な方は学生納付特例・納付猶予・免除制度があります

学生のための「学生納付特例制度」、20歳から50歳(学生除く)までが対象となる「納付猶予制度」は世帯主の所得が多くても、本人および配偶者の所得が少ない場合に、保険料の納付が猶予されます。また、世帯主・本人・配偶者の収入が少なく保険料の納付が困難な人のために、「保険料免除制度」や「退職(失業)による特例免除」もありますので、収入が少ない方や無職の方も、安心して加入手続きを行ってください。なお、免除や猶予を受けた期間は10年以内であれば後から保険料を納めることができます。

国民年金は加入・免除や猶予・年金請求時のすべての場合において、自分で手続きをする必要がありますので、忘れないようにしてください。

保険料を納めないと損

老齢基礎年金の半分は、私たちが納めた税金の中から支給されています。将来、年金をもらうことで間接的に、自分やみんなが納めた税金の一部を自分ももらうことができるのです。つまり、将来、年金をもらえないということは、税金の納め損になる、ということです。

国民年金の給付は、老後の生活保障だけではありません

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなどに、あなたやあなたの家族を守ってくれます。加入届や保険料の納め忘れがあると次の年金が受けられないこともありますので、「あのとき…」と後悔する前に国民年金に加入し、保険料を納付しましょう。

老齢基礎年金

65歳から生涯受けられます。

障害基礎年金

病気やケガで障害の状態になった方が受けられます。

遺族基礎年金

亡くなったときに子のある配偶者または子が受けられます。



※年金給付には、各種要件があります。

国民年金からのお知らせ  
ご存知ですか?

## 国民年金「老齢基礎年金」

「老齢基礎年金」お手続きの前に:

### 老齢基礎年金を受け取るための3つの確認

#### 確認 1

保険料を納めた期間が10年以上必要です。

納めた期間には、免除や猶予制度を受けていた期間も含まれます。厚生年金に加入していた期間がある方(会社員や公務員など)や、その方に扶養されている配偶者であった期間、または海外に居住していた期間(日本国籍)も含まれます。

#### 確認 2

保険料を40年納めないと年金額が減額になります。

40年間保険料を納めた年金額は、年額795,000円(昭和31年4月1日以前生まれの方は792,600円)です。(令和5年度)

#### 確認 3

お手続きは原則65歳からです。ご希望で年金の受け取り年齢の「繰上げ」「繰下げ」が可能です。

- 繰上げ…60歳から受け取れます。年金額が減額となります。  
※65歳より1か月早く受け取るごとに、昭和37年4月1日以前生まれの方は0.5%の減額、昭和37年4月2日以降生まれの方は0.4%の減額。
- 繰下げ…66歳以降から受け取れます。年金額が増額となります。(最高75歳)

繰上げの減額率

請求時の年齢	繰上げの減額率	
	S37.4.1以前生まれの方	S37.4.2以降生まれの方
60歳0月	30.0%	24.0%
61歳0月	24.0%	19.2%
62歳0月	18.0%	14.4%
63歳0月	12.0%	9.6%
64歳0月	6.0%	4.8%

繰下げの増額率

請求時の年齢	増額率
66歳0月	8.4%
67歳0月	16.8%
68歳0月	25.2%
69歳0月	33.6%
70歳0月	42.0%
71歳0月	50.4%
72歳0月	58.8%
73歳0月	67.2%
74歳0月	75.6%
75歳0月	84.0%

年金を受け取るために必要な期間の10年に満たないときは?

### 「任意加入制度」があります

60歳になるまでに保険料を納める期間が10年に満たない場合や、満額の受け取りに必要な期間(40年)に足りない場合、65歳までの方なら任意加入することができます。

年金請求のお手続きは

役場住民課または帯広年金事務所

①

年金を受け取るために必要な「年金請求書」と冊子が、原則として、65歳になる3カ月前に送られます。

②

役場住民課または帯広年金事務所でご請求手続きを行ってください。原則65歳の誕生日の前日から手続きできます。

③

後日、年金機構から年金証書が送付され、その後約1~2カ月後、年金のお受け取りとなります。

ご相談は:

日本年金機構帯広年金事務所(帯広市西1条南1丁目)まで

●国民年金の加入・納付等のご相談は ☎0155(25)8113

●国民年金のお受け取り等のご相談は ☎0570(05)1165